

道徳(小学校)

指導計画の作成と内容の取扱いに記述されている「校長の方針の下に」と「道徳教育推進教師」とはどういう意味か。

新しい学習指導要領では、「校長の方針の下に」と明示し、それに基づいて全教師が協力して計画の作成に臨む必要性を明確にしている。

(「第3章道徳」の「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の1)

1 各学校においては、校長の方針の下に、道徳教育の推進を主に担当する教師（以下「道徳教育推進教師」という。）を中心に、全教師が協力して道徳教育を展開するため、次に示すところにより、道徳教育の全体計画と道徳の時間の年間指導計画を作成するものとする。

さらに、全体計画を各学年や学級で具体的に推進するための指針として「学級における指導計画」も作成していくことが望まれる。

校長は、児童や地域の実態等を踏まえ、学校の教育目標とのかかわりにおいて、道徳教育の基本的な方針等を明示する。

1 校長の方針の明確化

道徳教育は、「第1章総則」に示すように、学校の教育活動全体で取り組むものであり、校長は学校の道徳教育の基本的な方針を全教師に明確に示すことが求められる。校長は道徳教育の充実・改善の方向を視野におきながら、児童の道徳性にかかる実態、学校の道徳教育推進上の課題、社会的な要請や家庭や地域の期待などを踏まえ、学校の教育目標とのかかわりにおいて、道徳教育の基本的な方針等を明示する必要がある。

このことにより、全教師が道徳教育の重要性についての認識を深めるとともに、学校の道徳教育の重点や推進すべき方向について共通に理解することができる。また、示されたその方針が、全教師が協力して学校の道徳教育の諸計画を作成し、展開し、その不断の改善、充実を図っていく上でのよりどころにもなる。

2 道徳教育推進教師を中心とした協力体制の整備

学校が組織体として一体となって道徳教育を進めるために、全教師が力を発揮できる体制を整える必要がある。例えば、道徳主任などの道徳教育推進教師の役割を明確にするとともに、機能的な協力体制のもと、道徳教育を充実させていく必要がある。

各教師がそれぞれの役割意識をもち、自らの役割を進んで果たすことが求められる。全教師が共通の課題意識をもって進めることができるように、機能的な協力体制にすることが大切である。

それぞれの教師が主体的にかかわることができる体制とすることが大切である。

道徳教育推進教師は、道徳教育が充実するよう、コーディネートする役割をもつが、道徳教育にかかる仕事をすべて引き受けるものではない。

【道徳教育推進教師の役割例】

- 道徳教育の指導計画の作成に関すること
- 全教育活動における道徳教育の推進、充実に関すること
- 道徳の時間の充実と指導体制に関するここと
- 道徳用教材の整備・充実・活用に関すること
- 道徳教育の情報提供や情報交換に関すること
- 授業の公開など家庭や地域社会との連携に関すること
- 道徳教育の研修の充実に関すること
- 道徳教育における評価に関することなど

道徳教育推進教師が全體を把握しながら、全教師の参画、分担、協力の下に道徳教育が円滑に推進され、充実していくよう働きかけていくことが大切である。